

公益財団法人群馬県市町村振興協会市町村交付金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人群馬県市町村振興協会（以下「この法人」という。）が、定款第4条第1項第2号に基づき群馬県内の市町村（以下「市町村」という。）に交付する市町村交付金（以下「交付金」という。）について、必要な事項を定めるものとする

(交付金の財源)

第2条 交付金は、ハロウィンジャンボ等宝くじの収益金をもって群馬県がこの法人に交付する交付金（以下「県交付金」という。）を財源とする。

(市町村への交付基準)

第3条 交付金の市町村への配分については、市町村数に基づく均等割及び国勢調査結果に基づく人口割の指標を用いて配分する。

2 均等割及び人口割の配分割合はそれぞれ2分の1とする。

3 第1項の国勢調査結果は直近の調査結果を用いるものとするが、確定値が発表になるまでの間は、速報値を用いるものとする。

4 市町村合併等により、市町村数に変更が生じた場合は、必要に応じて理事長が経過措置を定めるものとする。

(交付金の対象事業)

第4条 交付金の対象となる事業は、地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条に規定する事業で、市町村が必要とするものとする。

(市町村への交付)

第5条 交付金は、第3条による算定及び端数調整により、第2条の県交付金の全額を、原則として県交付金と同一年度内に、市町村に交付するものとする。

(交付金を受けた市町村の報告)

第6条 交付金の交付を受けた市町村は、その使途を別記様式により、交付を受けた翌年度の5月末日までにこの法人に報告するものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、公益財団法人群馬県市町村振興協会の設立の登記の日（平成22年12月1日）から施行する。ただし、第6条の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。